

社児童センター運営管理規定

(目的)

第1条 この規定は、厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」に基づき、社児童センターの運営管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 児童の豊かな情操と健全なる心身の育成、体力の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき社児童センターを設置する。（名称及び位置）

第3条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
社児童センター	倉吉市西福守町594番地

(職員)

第4条 児童センターに館長及び、児童厚生員を置く。また主任児童厚生員及び放課後児童指導員を置くことができる。

(事業)

第5条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。

- 1) 健全な遊びをとおして、児童の集団的及び個別的指導を行う。
- 2) 児童の体力の増進指導を行う。
- 3) 子ども会、父母の会等の地域組織活動の育成助長を図る。
- 4) その他児童クラブの設置運営をはじめ地域の児童健全育成に必要な活動を行う。

(職務)

第6条 館長は、運営管理の責任者として館務を掌理し、所属職員を指導監督する。

2 主任児童厚生員は、館長の指示を受けて児童の指導等館務を処理し、館長不在の時は館長の職務を代行する。

3 児童厚生員並びに放課後児童指導員は、館長もしくは主任児童厚生員の指示を受けて、体力増進指導をはじめ児童の指導等館務を処理する。

(対象児童)

第7条 指導の対象となる児童は、全ての児童とする。ただし、主に指導の対象となる児童は、おおむね3歳以上の幼児並びに小学校1年～6年の学童及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童。

(開館時間及び休館日)

第8条 児童センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし特別の事由があるときは、これを変更することができる。

1) 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、放課後児童クラブの開館時間は、別に定める。

2) 休館日は、日曜日及び祝祭日、並びに盆、年末年始とする。

(利用児童の把握)

第9条 児童センターを利用する児童については、必要に応じて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を把握しておくこと。

(事故防止)

第10条 全ての職員は利用する児童の安全確保のため、最大限の注意を払わなければならない。また児童に対し事故防止のための指導を行うこと。

(貸館事業)

第11条 児童センターを使用しようとする者は、館長に申し出なければならない。

(保護者との連絡)

第12条 館長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(備え付け帳簿)

第13条 児童センターには、次の帳簿を備え付け、これを整備しておかなければならない。

- 1) 児童及び保護者に関する調査表（放課後児童クラブ用）
- 2) 出席表（放課後児童クラブ用）
- 3) 指導日誌
- 4) 職員名簿
- 5) 会計管理に関する帳簿
- 6) 運動機能等を把握するための調査票
- 7) その他必要な帳簿

(運営委員会の設置)

第14条 児童センターの運営について協力、助言を得るため、運営委員会を設置する。

2 委員は若干名とし、地区内の児童福祉に関わりのある者等に委嘱する。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成18年1月1日から施行する。

この規定は平成22年3月31日一部改正。同日より適用する。

この規定は平成26年3月31日第7条一部改正。第11条2を削除。同日より適用する。